

令和7年度新潟県入札監視委員会第3回定例会議 議事概要・要旨

開催日時	令和7年12月24日(水) 13:30~16:00					
場所	新潟県自治会館3階 第1研修室					
委員 (敬称略、五十音順) ◎委員長 ○委員長代理	◎ 阿部 和久 (国立大学法人新潟大学 副学長) 出席 上野 美紗 (上野住宅建材(株) 常務取締役) 出席 ○ 小田 将之 (青山法律事務所 弁護士) 出席 唐橋 浩輔 (第四北越リサーチ&コンサルティング(株) 参与) 出席 佐藤 清子 (柏崎市消費者協会 相談役) 出席 高橋 清 ((公社)新潟県建築士会 理事) 出席 玉木 尚子 (玉木尚子社労士事務所 社会保険労務士) 出席 塚本 由美子 (塚本由美子税理士事務所 税理士) 出席					
県出席者	(事務局) 土木部長、土木部副部長、土木部監理課建設業室長 (説明所属) 河川管理課長、下水道課長、上越農林振興副部長、村上農林振興副部長、巻農業振興部長、新発田地域整備部長、新潟農林振興部長					
審議対象期間	令和7年7月1日~令和7年9月30日					
会議次第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 入札及び契約手続の運用状況等報告 (2) 新発田地域振興局農村整備部における予定価格漏えい事案に係る入札制度見直しについて(経過報告) (3) 抽出事案にかかる審議 ア 前回抽出事案の再説明 イ 抽出結果報告 ウ 抽出事案の審議 (4) 会議のまとめ 4 次回会議について 5 閉会					
抽出事案	7件					
入札方式	工事名	工事種別	契約金額 (税込、千円単位)	請負業者	課 (事務所)	落札率
一般競争入札 (制限付き)	堀之内1号幹線四日町圧送管 改築(推進)工事	土木一式	803,000	加賀田・伊米 ヶ崎特定共同 企業体	下水道課	92.29%
	県営ため池等整備事業 (用排水・特大) 堀川第6次工事	機械器具	87,230	(株)コバリキ	村上農林 振興部	99.70%
指名競争入札	県営かんがい排水事業(特殊 地域)多能 第1次工事	土木一式	17,380	(株)サワイ	上越農林 振興部	96.58%
	県営かんがい排水事業 西蒲原排水4期地区 新木山川排水路第7-1次工事	土木一式	56,155	(株)宮本建設	巻農業振 興部	91.97%

	(主要地方道) 住吉上館線 八幡B P舗装その2工事	舗装	44,880	本間道路(株)	新発田地 域整備部	92.18%
	胎内市中村浜 防災林造成(海岸)工事	土木一式	43,714	(株)岩村組	新潟農林 振興部	91.82%
	新潟県高潮浸水想定区域図作 成(その1)業務委託	建設コン	27,390	(株)エコー	河川管理 課	95.22%
委員からの意見質問、それに対する回答等		別紙のとおり				

委員からの意見質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>議事(1) 入札及び契約手続の運用状況等報告</p> <p>○運用状況等報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止措置の期間が同一の日付のものが3社あるが、同一案件に基づく措置か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3社とも同時に公正取引委員会から公表された同一案件に基づく措置である。
<p>議事(2) 新発田地域振興局農村整備部における 予定価格漏えい事案に係る入札制度見直しについて（経過報告）</p> <p>○経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書の提出手続きは煩雑なのか。 ・ 誓約書は代表者名で提出し、形式は電子か。 ・ 再発防止策が着実に進められているのが確認できた。総合評価落札方式は、7,000万円未満の工事でどの程度適用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子入札で書類を添付する際にシステム上での作業が煩雑になっている。システム改修を行い、改善できるよう対応中である。 ・ その通り。 ・ 令和7年度は10月末までで、概ね4割程度が7,000万円未満の指名競争入札においてもくじ引きの恐れがある等の理由で総合評価落札方式を適用している。
<p>議事(3) 抽出事案にかかる審議</p> <p>ア 抽出結果報告</p> <p>委員から抽出理由等について説明。各事案の抽出理由は下記イに記載の工事名後ろ【】書きのとおり。</p> <p>イ 抽出事案の審議</p> <p>1 新潟県高潮浸水想定区域図作成（その1）業務委託（河川管理課）</p> <p>【抽出理由：一者アンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書において、各社の高潮浸水シミュレーションの額に大きな差があるが、各社で異なるシステムを用いているのか。 ・ 予定価格は見積金額の最低値の金額に基づいて決定していると思う。最低値に近い他社の見積り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海側と太平洋側で気象条件が異なる、日本海側はデータが少ない等の理由からシミュレーションモデルの精度を上げにくいことが想定される。こうした状況下で日本海側の実績がある業者とそうでない業者とで金額に差が生じたものと思われる。 今回落札した業者は日本海側の実績があったため落札できたものと思われる。 ・ 見積金額が最低値の業者に直接確認し、特記仕様書で求めている技術レベルを満たすとともに、

意見・質問	回答
<p>は少なかったにもかかわらず、過去の実績から最低値の業者の見積りを採用している。</p> <p>その結果、最低値の業者以外は予定価格を超過してしまっているが、予定価格の決定方法として妥当だったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設コンサルタントには登録規程があるとのことだが、国土交通省においてきちんと調査なりしているということか。 <p>2 堀之内1号幹線四日町圧送管改築（推進）工事（下水道課）</p> <p>【抽出理由：総合評価方式で逆転】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術提案の評価者は誰が行うのか。 総合評価のアドバイザーの役割は何か。 工事費内訳書を見ると内訳書の金額が同じ業者がほとんどであるため、その理由を確認結果表に記載すべきではないか。 特定共同企業体において、技術者の配置割合は細かく指定があるのか。 特定共同企業体において、大手業者と地元の業者を組み合わせる意図は何か。 	<p>見積書の中に計上漏れがないことを確認している（妥当と判断した）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回は、河川・海岸という部門に該当し、登録するためには技術者の要件等の様々な条件をクリアする必要があり、登録された業者は一定の技術力が担保されていることから、そこから業者を選定している。 下水道業務に精通した下水道課長、課長補佐、担当係長で行っている。 大学の土木工学の教授等、幅広く土木に精通した2名に評価を確認していただいている。 工事の積算については県の標準歩掛、施工単価を用いておおり、積算基準のないものについては見積りを徴収し最低値を採用、単価の高いものに関しては特別単価調査を行い、公表している（公表されている部分が多いことから、同一金額があっても問題ないと考えている）。 今後しっかりと確認（記載）していきたい。 代表構成員の企業とそれ以外の企業で、一級土木施工管理技士等の資格を持った技術者を1人ずつ選定（配置）している。 工事の性質上、地元精通した業者がいると地元との調整や、工事用道路の整備等で地元の関係者と円滑に仕事を進められる。 また、3年間の工事であり、季節ごとに工事のやり方や、現場で工事を安全に進めるために地域の状況を知る地元業者がいた方が円滑であるため。

意見・質問	回答
<p>3 県営かんがい排水事業（特殊地域）多能 第1次工事（上越農林振興部）</p> <p>【抽出理由：工事費内訳書確認実施（外形的に不自然さがない入札）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名候補者の選定理由を説明いただきたい。 入札結果において、内訳の価格が同じ企業があり、これは積算ソフトによる算出の結果だと思われるが、各社僅かに差がある部分がある。 どこの部分が積算ソフトによる算出が可能であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の建設工事指名業者選定要綱で、工事金額が700万円以上2500万円未満の工事についてはC級ランクということで規定されている（ためC級業者を選定）。 さらに、今回の工事が三和区にあるということで、三和区に本店を有する業者を2社選定し、それ以外は施工地が属する区域に本店を有する業者のうち総合評点の高いものから選定している。 全て積算ソフトによる算出が可能であったが、条件の違いにより差が出た項目があったものと考えられる。
<p>4 県営ため池等整備事業（用排水・特大）堀川第6次工事（村上農林振興部）</p> <p>【抽出理由：一者のみ参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の工事は過去に同様の機器更新工事があったのか。その場合は今回と同じ業者が受注したのか。 なぜ1社しか入札しないのか、聞き取りはしていないか。 落札率が97%と高いがなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ポンプが3台あり、過年度に2台同じような工事をしており、今回の工事と同じ業者が受注している。過年度の2台は指名競争入札であったが、今回は入札の透明性確保、門戸を広げるということで制限付き一般競争入札で行ったが、結果として1社入札という結果になった。 指名競争入札ではないため、入札が想定される業者はある程度想定できるが、具体的にどこまで参加希望があったかは把握していない。 推察にはなるが、工期が1年と長く、技術者を拘束してしまうことなどが、(他社にとっては)参加しないという判断につながったのではないかと。 県の単価がないものについては5社に見積りを徴収しており、最低価格の業者の見積を採用しているが、その業者が今回受注している業者であったため、同価格帯となっている。

意見・質問	回答
<p>5 県営かんがい排水事業 西蒲原排水4期地区 新木山川排水路第7-1次工事（巻農業振興部）</p> <p>【抽出理由：工事費内訳書確認実施（外形的に不自然さがない入札）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者を指名した経緯・理由の地理的条件及び受注実績等というところを具体的に教えてほしい。 工事費内訳書の確認実施において、「同一金額、酷似金額がないか」という項目に該当しており、問題なしとする理由が「最低制限価格のため問題なし」では繋がらない。 ソフトを使うとみんな一緒になるというのが理由になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> まず当該地区の5か年の事業実績を有する業者を選定している。次に隣接する町村の業者で受注実績がある業者、その次は管内で土地改良事業の受注実績がある者を選定し、最後に指名実績を参考に選定している。 ご指摘のとおり、県の積算基準と積算単価を用いているため、システムを使えば同額を推定できる。
<p>6 （主要地方道）住吉上館線 八幡B舗装その2工事（新発田地域整備部）</p> <p>【抽出理由：総合評価方式で逆転】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事箇所を一部残しているのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現道との交差点である箇所と、最終段階で道路を切り替える時に舗装する必要がある箇所であるため。
<p>7 胎内市中村浜 防災林造成（海岸）工事（新潟農林振興部）</p> <p>【抽出理由：15者中9者辞退】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名候補者の選定において、主たる営業所が施工地の近傍にあることを条件にしているが、今回の工事で距離を重視する理由は。 指名候補者の選定において、実績がある会社、その他をB級業者に限定している理由は何か。 業者は自身のランクを把握しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社から現場までの距離が短くなれば、移動経費等が抑えられるということで、現場からの距離も条件にしている。（今回とりわけ重いものを運ぶとか、特別な理由はない。） 設計金額がB級工事に該当し、A級業者は3割以内ということで、施工実績があるものはA級業者、その他はB級業者にしている。 把握している。

意見・質問	回答
<p>議事(4) 会議のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名競争入札と一般競争入札をする違いはなにか。 くじ引き防止、談合防止で総合評価をしていると思うが、手間はかかるかもしれないが、総合評価での入札を増やしていくのがよいと思う。 総合評価方式でも同点でくじ引きになってしまうような案件もあったと思いますので、できるだけ業者ごとで点数に差がつくような工夫を常に検討していく必要があると思う。 総合評価落札方式における評価調書について、技術提案、土木のプロフェッショナルじゃないとわからないところで差がついたという案件で、どう提案の具体性・効果が判断されたのかがわからなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> (新潟県発注工事では) 金額的に 7000 万円で線引きがある。ただ、地方自治法等に記載があるが、一般競争入札を基本とする考え方があり、7000 万に満たなくても一般競争をする場合はある。 透明性が高いこと、指名では、それほど参加意欲がない人を指名してしまう場合があることから一般競争入札にする場合がある。 また、指名競争入札で1社だけ入札しても、競争性が無いということで、不成立になるが、一般競争の場合は、条件を示した上で、参加して入札したのが1社であっても成立するということがあり、参加者が少ないことが想定される場合に一般競争入札にする場合がある。 昨年4月に7000万円未満でも総合評価を用いるようになった。入札金額だけでなく、より品質が確保できるような業者を評価しようというところで活用しており、今後も制度改善に努めたい。 最近だとICT活用、少し前だと若手技術者、ワークライフバランス評価する等、変化が無い年が少なく毎年なにかしら変化を付けている。 入札に参加した業者にアンケートを取るなど意見を聴取して制度改善に努めている。 今後もより良い制度になるように検討していきたい。 どういうところを評価するか事前にまとめた上で、評価の際には企業名は伏せて行っている。 また、1人で評価するのではなく、3者で評価し、極端に差がある場合はすり合わせを行う等、恣意的な評価にならないようにしている。かつ学識経験者のアドバイザーから評価が適正であったか確認をいただいている。